|  |  |
| --- | --- |
| 助成制度名称 | 県民活動支援事業助成金 |
| 助成実施主体 | 一般財団法人　山口県厳島会（www.yamaguchiitsukusimakai.or.jp/）山口市滝町1-1（県政資料館内）TEL：083-933-2267FAX： |
| 助成対象団体 | ボランティア団体（活動を行うために新たに立ち上げる県内団体で、継続的に活動を行う計画のある団体） |
| 助成対象事業 | まちづくりや福祉など公益的な幅広い分野において大きな役割を担っている、地域における自主的・主体的な県民活動（ボランティア活動）助成事業は、活動を行うために、新たに立ち上げた活動団体の初年度の事業とする。 |
| 助成金額 | 助成限度額は１０万円以内で1千円単位。助成率は、助成対象経費の２分の１。助成期間は１年間とする。 |
| 募集期間 | 毎年９月３０日までに、交付申請書を理事長へ提出。 |
| 備　考 | ・１０月に理事会が開催され、その中で交付団体が決定される。（交付決定通知書の送付）・事業完了後、２ヶ月以内に実績報告書を理事長へ提出しなければならない。・助成金の交付を受ける場合は助成金請求書を理事長へ提出しなければならない。・助成金に係る経理関係の証拠書類を整理し、事業完了日の属する会計年度の終了後３年間保存義務あり。 |

●各種助成金制度　　～まちづくり・地域づくり～　④